

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12、議案第11号、多度津町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長（中田 健二）

失礼いたします。

では、議案第11号、多度津町水道事業給水条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、水道事業の健全な経営基盤を構築し将来にわたり安全な水道水を安定して供給すること、また老朽施設の更新等を計画的に進める上で必要な財源を確保することを目的として水道料金の額を改定するものでございます。

今回の料金改定に伴い、これまで住民より要望の多かった開始及び中止時の事務手続きの内容について見直しを行うこととし、開始手数料を廃止し、また、特別な場合における料金算定を定めた規定の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

アンダーラインの箇所が今回改正する部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後となっております。

表中上段から中段をご覧ください。

特別な場合における料金算定に関する規定、第30条について今回の料金改定により第1項に規定する月の中途において水道の使用開始もしくは中止した場合の料金算定の特例について廃止するもので、第1項の規定を削除し、第2項を第1項に繰り上げするものであります。

3ページ表中、中段から4ページ表中、中段までに記載の別表第1をご覧ください。

表題の別表第1水道料金の記載の後に関係条項の記載を追加し改め、別表第1水道料金の額について、昨年の9月定例会の委員会の中で報告させていただいた水道料金に関する検討内容に添って、現行料金体系の下、8%程度の料金改定を基本に専用給水装置、共用給水装置又は連用給水装置、臨時給水装置のそれぞれ1ヶ月の基本料金及び超過料金について、使用量に基づいた段階別水道料金の額を改めようとするものです。

4ページ中段の別表2手数料をご覧ください。

表題の別表第2手数料の記載の後に関係条項の記載を追加し改め、表中のアンダーラインの給水開始手数料1,500円について廃止し、削除するものでございます。

2ページにお戻りください。

附則として、第1項は施行期日について、この条例は平成30年1月1日から施行すると規

定するものでございます。

第2項は、経過措置としてこの条例による改正後の第30条及び別表第1の規定は、平成30年2月分として徴収する使用料から適用し、同年1月までの月分として徴収する使用料については、なお、従前の例による。と規定するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第11号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。